

「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	山谷北・善道地区地区計画	
地区の区分	A地区	B地区
建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 (1) 法別表第2(イ)項第1号及び第3号(寄宿舍を除く。)に掲げるもの (2) 店舗兼用住宅 (3) ボーリング場、スケート場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場 (4) 法別表第2(ニ)項第5号及び第6号に掲げるもの (5) 法別表第2(ホ)項第2号(マージャン屋、ぱちんこ屋及び射的場を除く。)に掲げるもの	建築してはならない建築物 (1) 法別表第2(イ)項第1号及び第3号(寄宿舍を除く。)に掲げるもの (2) 店舗兼用住宅 (3) ボーリング場、スケート場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場 (4) 法別表第2(ニ)項第5号及び第6号に掲げるもの (5) 法別表第2(ホ)項第2号に掲げるもの
壁面の位置の制限	隣地境界線からは1.5m、道路境界線からは2m。	
垣又は柵の構造、高さ、形状又は材料の制限(高さは道路面からの高さによる)	垣又は柵の構造は、生垣又はフェンス等で透視が可能な形状のもの ただし、門柱、門扉その他これに類するものは、この限りでない。(*1)	
盛土の高さの制限(高さは前面道路からの高さによる)	1.5m未満。 ただし、築山等はこの限りでない。	

※用語の説明…建築基準法は「法」、建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については、建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先：新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)

*1は、条例第8条に定められている規定です。